

平成 24 年版 楽学宅建 基礎の基礎
【法改正・正誤のお知らせ】

平成 24 年 6 月 26 日
 (株)住宅新報社
 書籍編集部
 TEL. 03-6403-7806

【法改正】 上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。

ページ・位置	改正前	改正後
P235 5 コマ目 上 3 行目	その法定代理人が免許欠格事由に該当するもの	その法定代理人※が免許欠格事由に該当するもの
欄外に右の文章を追加	※ 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。	
P238 表中⑧ 上 4 行目	有しない場合 →法定代理人と共同で	有しない場合 →法定代理人※と共同で
欄外に右の文章を追加	※ 法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。	
P405 1 コマ目 「市町村が決定する場合」上 5 行目	都道府県知事に協議し、 <u>同意を得る</u>	都道府県知事に協議する（町村の場合は、同意も得る）
P407 「市町村が決定する場合」上 5 行目	都道府県知事に協議し、 <u>同意を得る</u>	都道府県知事に協議する（町村の場合は、同意も得る）
P462 「3 条の許可制度」表中、「規制の方法」の欄	<u>原則：都道府県知事</u> <u>例外：都道府県知事の許可</u> <u>（取得者の住所地の市町村と農地</u> <u>が所在する市町村が異なる場合）</u>	都道府県知事